

日医発第34号（保7）  
平成20年4月10日

都道府県医師会長

日本医師会長  
唐澤祥人

### 義肢等補装具支給要綱の改正等について

平成20年4月1日より、義肢等補装具支給要綱の改正等が実施されましたので、ご連絡申し上げます。

本改正は、平成19年12月に厚生労働省の「義肢等補装具専門家会議」の報告書を受け、義肢等補装具の支給種目、支給対象者等の見直しを行い、併せて義肢等補装具の支給価格および修理価格が改められたものであり、その主な改正点としては、①「義肢等支給・修理申請書」の提出先が労働基準監督署から都道府県労働局に変更、②重度障害者用意思伝達装置および筋電電動義手が支給種目に追加、③「車いす、電動車いす、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん（褥瘡予防用敷ふとんから名称変更）」について支給対象者の範囲拡大、④「車いすおよび電動車いす」の付属品の追加等が行われます。

また、医療機関に係る変更点としては、(1)個別の障害に応じて適切な義肢等補装具の支給を行うため、コンタクトレンズ、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、重度障害者用意思伝達装置を支給する際には、症状照会を新たに行うこととし、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）より診療担当医療機関に対して、申請者の「症状照会書」により症状照会が行われることとなります。さらに、(2)筋電電動義手、車いすおよび電動車いすについて、新たに採型指導を行うこととするとし、所轄労働局長が支給申請について承認を行ったときには、義肢採型指導医のうち申請者が希望する医療機関に対して採型指導の依頼をすることとなります。

なお、その他の詳細につきましては、別添の厚生労働省労働基準局長および労働基準局労働災害補償部補償課長通知並びにリーフレットをご参照いただき、さらにご不明な点がございましたら、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

併せて、両上肢を手関節以上で失った者等に対し支給することとしている「筋電電動義手」について、1上肢を手関節以上で失った者に対しても支給対象とすべきか、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの期間、支給事案の収集および分析を行うために研究用支給の対象とすることとされましたので、別添の資料をご参照いただきますようお願いいたします。

その他、別添のリーフレットにありますように、労災保険「アフターケア制度」におきましても、「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

<添付資料>

1. 義肢等補装具支給要綱の改正等について  
(平 20. 3. 31 基発第 0331005 号 厚生労働省労働基準局長)
2. 義肢等補装具支給要綱の改正等に伴う運用上の留意事項について  
(平 20. 3. 31 基労補発第 0331001 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)
3. 「義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領」について  
(平 20. 3. 31 基労補発第 0331002 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)
4. 1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の研究用支給について  
(平 20. 3. 31 基発第 0331006 号 厚生労働省労働基準局長)
5. 1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の研究用支給についての運用上の留意事項について  
(平 20. 3. 31 基労補発第 0331003 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)
6. リーフレット「アフターケア制度・義肢等補装具支給制度」  
(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)